

「奨学のための給付金」受給申請のご案内

「奨学のための給付金」は、授業料を対象とした就学支援金とは別に、授業料以外の教育費負担の軽減を目的とした支援制度です。（返済不要）

1 誰に給付されますか？

◎令和4年7月1日時点で、次の要件をすべて満たす保護者に給付します。

要 件	
保護者	☐ ①生活保護(生業扶助)受給世帯 又は ②非課税世帯 (道府県民税所得割及び市町村民税所得割)
	☐ 広島県内に在住
生徒	☐ 高等学校等就学支援金の受給対象者
徒	☐ 児童福祉法の措置費等の支給を受けていない



対象者：保護者
申請：7月以降
回数：年1回
給付：申請の口座へ振込み

2 給付額はいくらですか？

◎ 表の区分ごとに、次の金額が給付されます。

要件は、いずれも令和4年7月1日時点の状況で判断します。



*1
「高校生等」とは、高等学校、高等専門学校、専修学校などに在籍し、就学支援金、学び直し支援金又は専攻科支援金の受給対象となっている者です。

Q1 生活保護法に定める生業扶助を受けていますか？

受けている

受けていない

Q2 保護者全員の道府県民税・市町村民税の所得割が非課税ですか？

非課税 (0~99 円)

課税

Q3 学校は通信制又は専攻科ですか？

通信制・専攻科以外

通信制又は専攻科

Q4 他に扶養している15歳(中学生は除く)以上23歳未満の兄弟姉妹がいますか？

兄弟あり

通信制に在学中あるいは高校生等以外の弟妹あり *1

左記以外

給付額 (年額)

52,600 円

152,000 円

134,600 円

52,100 円

(対象外)

3 どんな書類が必要ですか？

◎ 奨学給付金受給申請書	○	○	○	○
① 通帳の写し (コピー) 金融機関、支店、預金種別、口座番号、 口座名義フリガナが確認できるページ	○	○	○	○
② 保護者全員の所得確認書類 ※コピーも可 ⇒ 裏面「4 所得確認書類」をご覧ください。		○ *2	○ *2	○ *2
③ 生活保護 (生業扶助) 受給に関する証明書 福祉事務所で証明を受けてください。	○ *3			
④ 健康保険証の写し (コピー) ・生徒本人及び15歳以上23歳未満の兄弟姉妹の扶養状況を確認できるもの ・被保険者等の記号・番号等をマスキング (黒塗り) してください。(マスキング方法を参照)		○ *4	○ *4	○ *4
⑤ 在学証明書 生徒の在学期間が発行したもの	△ *5	△ *5	△ *5	△ *5
⑥ その他の書類 上記のほかに、委任状やその他の書類が必要な場合があります。	△ *6	△ *6	△ *6	△ *6

*2
令和4年度課税証明書等

個人番号 (マイナンバー) の写しを提出し、給付金審査の利用に同意 (申請書にチェック) した場合は不要 [県内校に限る]

*3
県が定める証明書の様式を利用してください。
(市区町が発行する証明書で生業扶助受給が証明される場合は可)

*4
国民健康保険の場合は、扶養誓約書の添付も必要

*5
生徒が県外校の場合は、添付が必要

*6
その他書類が必要な場合は別途お知らせします。

4 所得確認書類

住民税の課税額等を証明する書類（保護者全員） ※控除対象配偶者の場合も必要です。

下記①又は②の書類（令和4年度分）

- ① 市区町村が発行する、道府県民税及び市町村民税の所得割額が分かる課税証明書又は非課税証明書の写し
- ② 市町村民税・県民税納税通知書の写し〔自営業者〕

◎ 非課税世帯確認の早期化のため、課税証明書等の添付をお願いします。

これまで県へマイナンバーの写しを提出された方で、今回の給付金申請で、就学支援金事務に伴う課税情報の利用に同意される場合は、課税証明書の添付を省略できます。（県内校に限る）（注1）

ただし、税の未申告（注2）や課税地の誤記入等の事由によって就学支援金の認定審査に時間を要することが予想されます。

つきましては、給付金の審査を円滑に進めるため、令和4年度の課税証明書又は非課税証明書（保護者全員）を市区町村役場で取得し、申請書に添付していただきますようお願いいたします。

（自営業者は②の添付可）

注1 課税証明書の添付を省略する場合、申請書裏面の（B）（b）の同意欄にチェックを入れてください。〔県内校のみ〕

注2 住民税の申告を行っていない場合は、情報照会しても道府県民税及び市町村民税の所得割額を確認できません。市区町村の住民税の窓口で申告を行った上で、課税証明書等を取得してください。

注3 県外の高校の場合は、上記①又は②の書類を提出してください。

5 申請期限

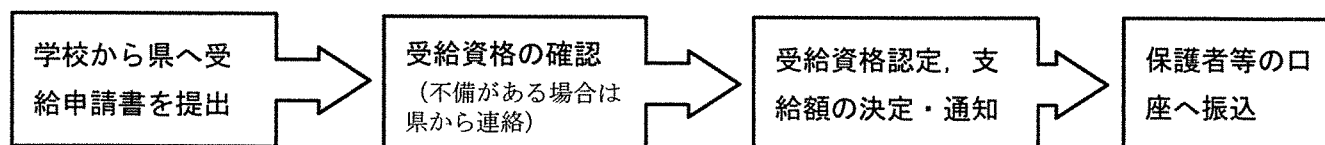
◎ 申請書に①～⑥の書類を添付し、7月25日（月）までに、学校事務室へ提出してください。

（複数の生徒について申請する場合は、生徒1人につき1枚の申請書を提出してください。）

申請書類は事務所に準備しています。（本校HPからもダウンロードできます）

尚、県外にお住まいの方は別途学校事務所までお問い合わせください。

6 給付金の支給の流れ



支給時期：令和4年10月～12月頃（予定）

※審査、決定通知を終えたものから順に支給します。

支給手続きには時間を要するため、具体的な支給日をお尋ねになられても、お答えできません。

書類不備等の理由により、支給が令和5年1～2月となる場合があります。

年 月 日

広島県知事様

高校生等奨学給付金受給申請書（私立）

学校使用欄	
奨学給付金の 通し番号	
就学支援金の 受給認定番号	

私は、以下の4点全ての項目を確認した上で、高校生等奨学給付金の受給を申請します。

- 1 この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- 2 この申請書に虚偽の記載があった場合は、広島県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 3 対象生徒について、広島県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- 4 この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支給対象ではありません。

申請者住所	〒	ふりがな	
		申請者氏名	
昼間の連絡先	電話番号 (自宅・携帯・その他 ())		
電子メール	@ ※電子メールアドレスをお持ちの場合は記入願います。		
生徒との関係 ※いずれかの□に✓印を 付けてください。	☐ 親権者 ☐ 主たる生計維持者	☐ 未成年後見人 ☐ 生徒本人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ その他 ()	生徒との 続柄 ☐ 父 ☐ 母 ☐ その他 ()

【対象となる生徒】

ふりがな			生年月日	年 月 日
氏 名				
在学する 学校	学校名/学年			科 年 組 番
	学校の種類	☐ 高等学校 ☐ 高等学校（専攻科） ☐ 専修学校（高等課程） ☐ その他 ()	課程	☐ 全日制 ☐ 通信制 ☐ その他 ()
	所在地	都道府県	市区町村	入学年月 年 月 入学
過去の高等学校 等における在学 の状況	学校名	～ 年 月 日 日	学校の 種類・課程	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
	学校名	～ 年 月 日 日	学校の 種類・課程	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

【扶養親族等の状況】(通信制以外の生徒の申請をする場合で、かつ非課税世帯のみ)

※ 7月1日現在、上記の対象生徒以外に、申請者が扶養している15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合は記入して下さい。

該当の□に✓印を付けてください。

扶養親族の 状況	対象生徒との続柄	氏 名	生 年 月 日	学校名・学年又は職業	学校の課程
	☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹		年 月 日生 (7月1日時点の年齢： 歳)		☐ 通信制 ☐ 通信制以外
	☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹		年 月 日生 (7月1日時点の年齢： 歳)		☐ 通信制 ☐ 通信制以外
	☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹		年 月 日生 (7月1日時点の年齢： 歳)		☐ 通信制 ☐ 通信制以外

【書類④】
兄弟姉妹の「健康保険証」の写し
兄弟姉妹が国民健康保険の場合は、扶養誓約書も添付

【保護者等の収入の状況】 ※次の(A)又は(B)の該当する□に✓印を付けてください。

(A) 生活保護(生業扶助)受給世帯の方

☐

生活保護(生業扶助)を受給しています。(7月1日時点)
生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。

【書類③】
生活保護受給に関する証明書

(B) 非課税(道府県民税及び市町村民税の所得割額が0~99円)の世帯の方

☐

(a) 生活保護(生業扶助)を受給していません。(7月1日時点)
私の世帯は、7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。

☐

(任意:
県内校の
個人番号
提出世帯
のみ)

〔広島県内の私立高等学校等に在学する場合のみ〕
(b) 高等学校等就学支援金の認定審査において算定された保護者等の課税に関する情報を、奨学給付金の認定審査においても利用することに同意します。
※住民税が未申告の方は、申請前に必ず課税期日(本年1月1日)に住所のあった市区町村に対して住民税の申告を行ってください。

(1)~(7)の中から該当の項目を選

ア 次のとおり課税証明書等を提出します。 ※(1)~(7)のいずれかの□に✓印を付けてください。

(1)	☐	親権者(両親)2名分	
(2)	☐	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。)	☐ 離婚、死別等により親権者が1名の場合 ☐ 親権者が存在するものの、DV・児童虐待等のため危害が及ぶことが考えられる場合や失踪・養育放棄により接触できない場合など、家庭の事情によりやむを得ず親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 ※単に別居しているだけの場合は、2名分の課税証明書等の添付が必要ですが、別居の親権者に課税証明書等の提出を求めても応じてもらえない場合は、「養育放棄」として取り扱います。 【注意】課税証明書等を提出できない理由が「海外赴任」である場合は給付対象外となります。
(3)	☐	未成年後見人()名分	親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている場合は、その者を除く。
(4)	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)(両親等)2名分	生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
(5)	☐	主たる生計維持者1名分	・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
(6)	☐	生徒本人	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

【書類②】
課税証明書、
非課税証明書
などの所得
確認書類

県内校に在学し、上記(B)(b)に同意された場合は、提出は不要です。

※県外校は、書類②の添付は必要

【書類④】
生徒本人の「健康保険証」の写し

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

イ 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

(7)	☐	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
-----	--------------------------	---

【書類④】
生徒本人の「健康保険証」の写し

【振込先金融機関】(該当する□に✓印を付けてください。)

次の口座に振込んでください。

金融機関・支店名	☐ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ 信用組合 ☐ 農業協同組合	☐ 本店 ☐ 支店 ☐ 出張所 ☐ ()
預金種目	☐ 普通 ☐ 当座	フリガナ
口座番号		口座名義

【書類①】
通帳の写し

※ 振込口座は、原則として申請者本人の口座に限ります。

特別の事情により、申請者以外の者の口座へ振り込みを希望する場合は「委任状」を提出してください。

【書類⑥】
委任状

7月1日以降の日付にしてください。

令和4年7月20日

広島県知事様

高校生等奨学給付金受給申請書（私立）

学校使用欄

奨学給付金の
通し番号
就学支援金の
受給認定番号

私は、以下の4点全ての項目を確認した上で、高校生等奨学給付金の受給を申請します。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、広島県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 対象生徒について、広島県以外の都道府県に高校生等奨学給付金受給資格を有する者について、保護者等の氏名を自署してください。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童（母子生活支援施設の高校生等を除く）の支給対象ではありません。

申請者住所	〒733-9876 広島市西区己斐九丁目15-0	ふりがな	ひろしま もみじ
申請者氏名	広島 紅葉	申請者住所	〒733-9876 広島市西区己斐九丁目15-0
昼間の連絡先	電話番号 090-9119-9900 (自宅・携帯・その他())	申請者住所	〒733-9876 広島市西区己斐九丁目15-0
電子メール	ken-gakuji @ shigaku. 00. jp ※電子メールアドレスをお持ちの場合は記入願います。	申請者住所	〒733-9876 広島市西区己斐九丁目15-0
生徒との関係 ※いずれかの□に✓印を 付けてください。	☒ 親権者 ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 生徒本人 ☐ その他()	生徒との 続柄	☐ 父 ☒ 母 ☐ その他()

【対象となる生徒】

ふりがな	ひろしま まなぶ	氏名	広島 学	生年月日	昭和 16 年 12 月 22 日 平成	
在学する学校	学校名/学年	〇〇高等学校 3年生		普通科 3年2組1番		
	学校の種類	☒ 高等学校 ☐ 高等学校(専攻科) ☐ 専修学校(高等課程) ☐ その他()	課程	☒ 全日制 ☐ 通信制 ☐ その他()	入学年月	令和2年4月入学
	所在地	広島 都道府県 広島 市区町村 西区北観音七丁目63-48				
過去の高等学校等における在学の状況	学校名	～	年 月 日	学校の種類・課程	在学中に給付金を受給した回数	
	学校名	～	年 月 日	学校の種類・課程	在学中に給付金を受給した回数	

【扶養親族等の状況】(通信制以外の生徒の申請をする場合で、か

※ 7月1日現在、上記の対象生徒以外に、申請者が扶養し
23歳未満の兄弟姉妹がいる場合は記入して下さい。(中学生を除く。)以上

の□に✓印を付けてください。

扶養親族の状況	対象生徒との続柄	氏名	生年月日	学校名・学年又は職業	学校の課程
	☐ 兄 ☐ 弟 ☒ 姉 ☐ 妹	広島 花子	平成14年4月5日生 (7月1日時点の年齢: 20歳)	大学2年生	☐ 通信制 ☐ 通信制以外
	☐ 兄 ☒ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹	広島 大輔	平成18年7月1日生 (7月1日時点の年齢: 16歳)	県立〇〇高校 1年生	☐ 通信制 ☒ 通信制以外
	☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹		年 月 日生 (7月1日時点の年齢: 歳)		☐ 通信制 ☐ 通信制以外

【書類④】
兄弟姉妹の
「健康保険
証」の写し
兄弟姉妹が
国民健康保
険の場合は、
扶養誓約書
も添付

【保護者等の収入の状況】 ※次の(A)又は(B)の該当する□に✓印を付けてください。

(A)生活保護(生業扶助)受給世帯の方

☐

生活保護(生業扶助)を受給している場合は、こちらに✓印を付け、生活保護受給証明書を提出します。

【書類③】生活保護受給に関する証明書

(B)非課税(道府県民税及び市町

☒

(a)生活保護(生業扶助)を受給している世帯は、7月1日現在

☐

(b)広島県内の私立高等学校等就学支援金を受給している世帯は、7月1日現在

(任意: 県内校の個人番号提出世帯のみ)

定審査結果を利用することに同意します。

※住民税の課税証明書を提出されるときは、この欄にチェックをしないでください。

住民税が非課税の場合は、こちらに✓印を付け、課税証明書等を提出してください。

ただし、下段の任意欄にチェックし、高等学校等就学支援金の認定審査情報の利用に同意する場合は、課税証明書等の提出は不要です。
※課税情報の利用に同意する場合であっても、住民税の申告がされていない場合は情報を取得できませんので、市区町村役場の窓口で住民税の申告を行ってください。

※課税情報の利用に同意する場合であっても、住民税の申告がされていない場合は情報を取得できませんので、市区町村役場の窓口で住民税の申告を行ってください。

ア 次のとおり課税証明書等を提出します。

※(1)~(7)のいずれかの□に✓印を付けてください。

(1)	☐ 親権者(両親)2名分	
(2)	☒ 親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。)	☒ 離婚、死別等により親権者が1名の場合 親権者が存在することが考えられ、家庭の事情などを提出できない場合※単に別居している場合ですが、別居の親権がない場合は、「養育放棄」として取り扱います。
(3)	☐ 未成年後見人	※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている場合は、その者を除く。
(4)	☐ 生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)(両親等)2名分	生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
(5)	☐ 主たる生計維持者1名分	・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
(6)	☐ 生徒本人	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

イ 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

(7)	☐ 所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
-----	--

【書類②】課税証明書、非課税証明書などの所得確認書類

県内校に在学し、上記(b)に同意された場合は、提出は不要です。

※県外校は、書類②の添付は必要

【書類④】生徒本人の「健康保険証」の写し

【書類④】生徒本人の「健康保険証」の写し

【振込先金融機関】(該当する□に)

次の口座に振込んでください

振込先口座には個人名義の口座を記入し、口座番号は右詰で記入してください。

通帳のコピーを添付してください。(金融機関名、支店名、預金種別、)

金融機関・支店名	広島西部	信用金庫	信用組合	農業協同組合	観音中央	本店	支店	出張所	()
預金種目	☒ 普通	☐ 当座	フリガナ	ヒロシマ	モミジ				
口座番号	1	0	8	1	0	9	3	口座名義	広島 紅葉

【書類①】通帳の写し

※振込口座は、原則として申請者本人の口座に限ります。

特別の事情により、申請者以外の者の口座へ振り込みを希望する場合は「委任状」を提出してください。

【書類⑥】委任状

記入上の注意

【対象となる生徒】

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」、「⑮高等学校専攻科」の別を記入してください。

【扶養親族等の状況】

15歳（中学生は除く）以上23歳未満の被扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

【保護者等の収入の状況】

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ （A）に該当する場合は、書類③「生活保護受給に関する証明書（高校生等奨学給付金申請用）」を提出してください。
- ハ （B）ア(2)に該当する場合は、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
 （B）ア(2)の「家庭の事情によりやむを得ず親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス（DV）、養育放棄等の事情が存在する場合を言います。また、この「家庭の事情によりやむを得ず親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、（B）ア(5)及び(6)並びに（B）イ(7)の「親権者が存在しない場合」に該当します。
- ニ （B）ア(1)～(4)に該当する場合は、保護者全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。
- ホ （B）ア(5)又は(6)に該当する場合は、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合には、原則として対象外となります。
- ニ 「個人番号」とは行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。

通帳の写し（コピー）貼付台紙

こちらへ添付してください

口座種別
口座名義人
店番号、口座番号
金融機関名・支店名

株式会社●●銀行(銀行コード0000)
お取引店
〇〇〇〇支店
電話 00-0000-0000

見本

※ 金融機関、支店、預金種別、口座番号、口座名義フリガナ
が確認できるページをコピーのうえ貼り付けてください。

【注意】

振込口座は、
原則として申請者本人の口座に限ります。
特別の事情により、申請者以外の口座へ振込みを
希望する場合は「委任状⑥」を提出してください。

生活保護受給に関する証明書
(高校生等奨学給付金申請用)

令和 年 月 日

印

次の世帯が、令和4年7月1日現在、以下のとおり生活保護を受給中であることを証明します。

世帯主氏名		住所	
保護の種類（※該当項目の□にレ印） ☐ 生活扶助 ☐ 住宅扶助 ☐ 教育扶助 ☐ 生業扶助（高等学校等就学費） ☐ その他の扶助（介護扶助，医療扶助，高等学校等就学費以外の生業扶助など）			
世帯員氏名			
氏 名	続柄	生年月日	保護開始日
	世帯主	年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
証明書の使用目的		証明書の提出先	
高校生等奨学給付金の受給手続きのため		広島県知事	
備考			

国民健康保険の場合にのみ使用してください。

令和 年 月 日

扶養誓約書

(申請者)

申請者住所 (扶養者)	〒	ふりがな	
		申請者氏名 (扶養者) ※	印

※奨学給付金申請者と、国民健康保険被保険者の世帯主が、異なる場合は、どちらを記入しても可。(ただし、課税証明書等を提出する者に限る。)

私が主として下記の者を扶養していることを誓約します。

(対象生徒及び兄弟姉妹)

ふりがな		ふりがな	
被扶養者氏名		被扶養者氏名	
ふりがな		ふりがな	
被扶養者氏名		被扶養者氏名	

社会保険被保険者証 のマスキング方法

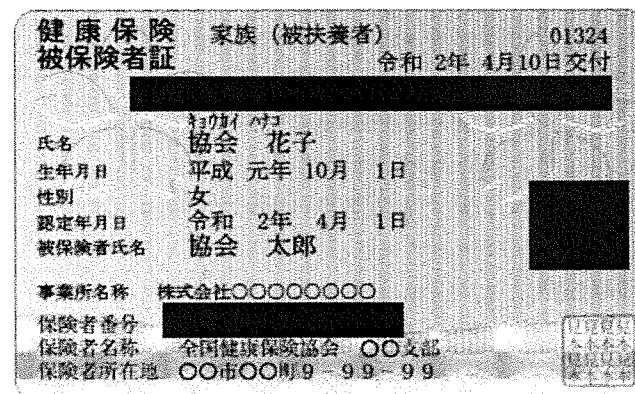
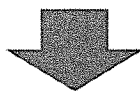
申請者において、被保険者等記号・番号等にマスキング（黒塗り）を施していただくようお願いいたします。

【マスキング箇所】

- ① . . . 被保険者等記号・番号・枝番
- ② . . . 保険者番号
- ③ . . . 二次元(QR)コード

(QRコードの記載がない保険証もあります)

①～③ 以外は、マスキング（黒塗り）しないでください。
再提出をお願いすることがあります。



(※ 上記画像は全国健康保険協会ホームページより引用)

国民健康保険被保険者証 のマスキング方法

申請者において、被保険者等記号・番号等にマスキング（黒塗り）を施していただくようお願いいたします。

【マスキング箇所】

- ① …… 被保険者等記号・番号
- ② …… 保険者番号

①～② 以外は、マスキング（黒塗り）しないでください。
再提出をお願いすることがあります。

広島県 国民健康保険 被保険者証	有効期限 令和〇〇年7月31日
① 記号 〇① 番号 〇〇〇〇〇〇〇	
氏名 〇〇 □□	
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日	性別 〇
運用開始年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日	
交付年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
世帯主氏名 〇〇 △△	
住所 広島市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	
保険者番号 ② *3 4 0 〇 〇	交付者名 広島市 印
082-〇〇〇-〇〇〇〇	(〇〇区)



広島県 国民健康保険 被保険者証	有効期限 令和〇〇年7月31日
① 記号 〇① 番号 〇〇〇〇〇〇〇	
氏名 〇〇 □□	
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日	性別 〇
運用開始年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日	
交付年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
世帯主氏名 〇〇 △△	
住所 広島市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	
保険者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	交付者名 広島市 印
082-〇〇〇-〇〇〇〇	(〇〇区)

健康保険証等（コピー）貼付台紙

この用紙に、健康保険証等のコピー（有効期限、氏名、生年月日の確認できる面）を貼り付けてください。

※ 申請者が生徒本人である場合は、①の「生徒本人」の箇所のみコピーを添付してください。

① 生徒本人・・・申請書2ページの「(B)非課税の世帯」に該当する場合

国民健康保険の場合、右上の有効期限が分かるようにコピーしてください。

被保険者等証書・その等にマスキング（黒塗り）を施してください。

※ 社会保険被保険者証のマスキング方法、国民健康保険被保険者証のマスキング方法を参照

【国民健康保険】の場合
世帯主と生徒との続柄
【社会健康保険】の場合
被保険者と生徒との続柄
を記入してください。

- ☐ 父 ☐ 母
☐ 祖父 ☐ 祖母
☐ 生徒本人
☐ その他（ ）
例：継父、兄 等

② 兄弟姉妹・・・申請書1ページの【扶養親族等の状況】に記載がある場合

〈生年月日基準 H11.7.3～H19.7.2 生まれ〉

国民健康保険の場合、右上の有効期限が分かるようにコピーしてください。

被保険者等証書・その等にマスキング（黒塗り）を施してください。

※ 社会保険被保険者証のマスキング方法、国民健康保険被保険者証のマスキング方法を参照

【注意】
就業していて、本人名義の健康保険証を有している兄弟姉妹は対象外となります。

〈生年月日基準 H11.7.3～H19.7.2 生まれ〉

国民健康保険の場合、右上の有効期限が分かるようにコピーしてください。

被保険者等証書・その等にマスキング（黒塗り）を施してください。

※ 社会保険被保険者証のマスキング方法、国民健康保険被保険者証のマスキング方法を参照

〈生年月日基準 H11.7.3～H19.7.2 生まれ〉

国民健康保険の場合、右上の有効期限が分かるようにコピーしてください。

被保険者等証書・その等にマスキング（黒塗り）を施してください。

※ 社会保険被保険者証のマスキング方法、国民健康保険被保険者証のマスキング方法を参照